

指定訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業

訪問介護重要事項説明書

1. ケアセンター野の花の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ケアセンター野の花
所在地	南風原町字兼城263番地の23
電話番号	098(889)3184
事業所番号 ・その他のサービス	訪問介護(指定事業所番号 4773600137)
サービスを提供できる地域※	南風原町、那覇市、与那原町、豊見城市、浦添市 南城市、西原町 八重瀬町 糸満市 中城村 宜野湾市

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	兼務の別	合 計	業務内容
管理者	介護基礎研修	1名	—	あり	1名	介護従業者及び業務の管理
サービス提供 責任者	介護福祉士	2名	—	あり	3名	利用調整・技術指導 入浴・排せつ・食事等の生活 全般にわたる援助
	介護基礎研修	1名				
介護従事者	介護福祉士 ヘルパー1級 ヘルパー2級		2名以上	なし	3名以上	入浴・排せつ・食事等の生活 全般にわたる援助
合計		3名	2名以上	—	5名以上	
勤務体制	ヘルパーは24時間体制とする。 天災・その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く。					

(3) 営業時間

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の 休日	12月30～1月3日						
	／	○	○	○	○	○	○	／								
利用時間	平日			9：00		～	18：00		土曜	9：00	～	13：00	日曜・祝日			

ヘルパーのサービス体制

	通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00
平 日	○	○	○	○
土・日・祭日	○	○	○	○

休業日	休日はなし （但し 12月31日～1月3日の営業は独居、認知症、家族対応困難な方に限る）
-----	---

2. 当事業所の訪問介護の特徴等

(1) 運営の方針

1. 基本理念

- ① 利用者の尊厳と自立支援
- ② 豊かな心で誠実を持って高齢者社会に貢献する。

2. サービス質の向上のための方策

当該介護支援は要介護状態の軽減悪化の防止、要介護状態になることへの予防と共に保健医療サービスとの連携に十分に配慮して行う。

3. 当事業者は提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図るようにする。

4. 当事業者は訪問介護員等の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

5. 事前の説明

- ① 当事業者はサービス提供に際し、あらかじめ利用者申込み者又はその家族に運営規定概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を文書で交付し説明し、開始に際しては利用申込者の同意を得るようにする。
- ② 当事業者は居宅サービス計画が1条の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであることを説明し、理解を得るようにする。

(2) サービス利用のために

事 項	備 考
ホームヘルパーの変更	変更を希望される方はお申し出ください。
従業員の研修の実施	年4回 研修を実施します。全体ミーティングは毎月あります。
個別計画	個別計画に沿った適切なサービスを提供します。

3. サービスの内容

(1) 身体介護

- ・ 食事介護・・・食事の介助を行います。
- ・ 入浴介護・・・入浴の介助または入浴が困難な方の清拭などを行います。
- ・ 排せつ介護・・・排泄の介助・おむつの交換を行います。
- ・ 体位変換・・・体位の変換を行います。

(2) 生活援助

- ・ 買い物・・・利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
- ・ 調理・・・利用者の食事の用意をします。（ご家族の分は行いません）
- ・ 洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族の分は行いません）
- ・ 掃除・・・利用者の居室など屋内の掃除を行います

※介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護の内容は、身体介護・生活援助の区分を一本化する。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表：介護保険法に準ずる）の介護保険負担割合証の利用者負担の割合分とします。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

・訪問介護の場合

【 利用料－基本料金・昼間－ 】

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以降 30分増すごとに
身体介護	2,500円	3,960円	5,790円	身体介護中心 840円を追加
	20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	1,830円	2,250円		

・介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護の場合（市町村により利用料が異なる場合があります）

要支援1・要支援2	週1回及び月5回以上利用する場合	11,760 / 月
	週1回及び月4回まで利用する場合	2,680 / 回
要支援1・要支援2	週2回及び月9回以上利用する場合	23,490 / 月
	週2回及び月8回まで利用する場合	2,720 / 回
要支援2	週3回以上及び月13回以上利用する場合	37,270 / 月
	週3回以上及び月12回まで利用する場合	2,870 / 回

※基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

※月の利用料に5.5%を乗じた額（訪問介護処遇改善加算Ⅲとして）を利用料に加算してご請求致します。

※月の利用料に令和3年9月30日までの上乗せ分として0.1%を利用料に加算して請求致します。（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）

尚、介護保険法の改定により訪問介護処遇加算料金は変動致します。

(2) 交通費

介護従事者が利用者宅を訪問するための交通費は無料です。

買物で車両を利用する場合は1回当たり200円の交通費を請求致します。

(3) その他

ア 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

イ 料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、口座振替（27日引落）、銀行振込、現金集金の3通りの中から自由に選べます。指定口座への振り込み ※振込手数料のご負担をお願いします。

沖縄海邦銀行 南風原支店 普通預金 口座番号 0366396 （有）花

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

ア 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までに申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事業により、サービスの

提供を終了させていただく場合はございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再契約することができます。
- ・利用者が亡くなられた場合

エ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

担 当 者 : 管理者 山内康司 サービス提供責任者 山内みゆき
電 話 : 098-889-3184
受 付 日 : 月曜日から土曜日（但し、祝日及び12月30日～1月3日を除く）
受付時間 : 午前9時～午後6時（但し、土曜日は午前9時～午後1時）

(2) 苦情処理体制

- ・ 苦情が発生した場合は、早急に管理者が詳しい事情を確認するとともに担当者職員からも事情を聞く。
- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
- ・ 苦情、又は相談があった場合は、利用者の状況を把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 処理体制に記したとおり、事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を敏速に行うとともに、共同でその対応を行う。苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止の対応方針を協議する。
- ・ 十分な説明をし、同意してもらい理解が深められるように、日々精進を心がける。
- ・ 苦情の内容等を明確に記録し、管理者及び責任者の署名し確認（印）を押して保管する。

(3) 行政機関の苦情受付

西原町役場 健康支援課	所在地 西原町字与那城 140 番地の 1 電話番号 098-945-5011 受付時間 9:00～17:00
那覇市役所 ちやーがんじゅう課	所在地 那覇市泉 1 丁目 1 番地 1 電話番号 098-862-9010 受付時間 9:00～17:00

浦添市役所 いきいき高齢支援課	所在地 浦添市安波茶 1-1-1 電話番号 098-876-1234 受付時間 9:00～17:00
南風原町役場 保健福祉課	所在地 南風原町字兼城 6 8 6 番地 電話番号 098-889-4416 受付時間 9:00～17:00
与那原町役場 福祉課	所在地 与那原町字与那原 1 6 電話番号 098-945-1525 受付時間 9:00～17:00
南城市役所 生きがい推進課	所在地 南城市佐敷字新里 1 8 7 0 番地 電話番号 098-917-5341 受付時間 9:00～17:00
豊見城市役場 障がい・長寿課	所在地 豊見城市宜保 1 丁目 1 番地 電話番号 098-856-4292 受付時間 9:00～17:00
八重瀬町役場 社会福祉課	所在地 八重瀬町字東風平 1188 番地 電話番号 098-998-9598 受付時間 9:00～17:00
糸満市役所 介護長寿課	所在地 糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地 電話番号 098-840-8133 受付時間 9:00～17:00
中城村役場 福祉課	所在地 中城村当間 176 番地 電話番号 098-895-2131 受付時間 9:00～17:00
宜野湾市役所 介護長寿課	所在地 宜野湾市野嵩 1-1-1 電話番号 098-893-4411 受付時間 9:00～17:00

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	氏 名			
	連絡先		電話番号	
ご家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

- ・当事業所の加入保険

東京海上自衛火災（東海沖縄）

居宅介護支援事業者 訪問介護事業者 賠償責任保険

住所 〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客 2-18-1 赤嶺ビル 201

9. 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- (3) 事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

10. 利用者の記録や情報の管理・提示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。又事業計画及び財務内容を閲覧出来ます。

11. その他

(その他)

(1) 台風時の対応

暴風警報が発令し、バスが運休の場合は、原則として訪問介護サービスはヘルパーの安全確保の為、中止とさせていただきます。

但し、家族の協力が得られない独居利用者に限り、状況に応じて対応することも有ります。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先：098-889-3184)

ご利用日の前日までに連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日までに連絡を頂けなかった場合	ご利用時間により 30分までの場合¥1,000 60分までの場合¥1,300 60分超える場合¥1,600

以上